

こんにちは！ 室長の工藤です。

現在私たちが使う「東津軽郡」という言葉は、地域区分の意味で使っていますよね。ところが、かつて「郡」が県と町村との中間に位置する「地方公共団体」であった時期があります。それが、明治23年（1890）に施行された「郡制」というものです。郡には郡長がいて、議決機関として郡会（議員は公選）と郡参事会というのがありました。

郡会議員は、各町村から選出された議員と大地主の互選による議員から構成されます。そして、町村から選出される議員は、東津軽郡のばあい概ね2～3村から1名の議員が選出されました。一方、大地主議員は地価10,000円以上の土地を持っている者から選出されるのですが、ここにちょっとしたナゾが潜んでいたのです。というのは、東津軽郡の大地主議員の有資格者のなかに上北郡野辺地町の有力者である野村治三郎の名前があったのです。

野村治三郎は、郡制が施行される以前の明治18年時点で青森浜町の北側にそれほど大きくはありませんが不動産を所有していたことが確認されます。さらに、青森県師範学校の校地選定に関わる明治45年12月～翌年1月までの『東奥日報』の記事によれば、彼は東北本線の南方一帯の土地を所有していました。そして、青森県は彼の所有する8,200坪余の土地を買収するなどして、そこに師範学校を建てたのです。



青森県師範学校(大正期、歴史資料室蔵)

しかも、野村が所有していた土地が東北本線の沿線にあったことを併せてみると、そもそも土地の取得は鉄道敷設による地価の高騰を見込んでいたのかもしれませんが。ちなみに、彼が絡んだものではありませんが、おなじような土地取得のケースは青森駅舎用地の候補地でもみられ、地価が上がったために駅舎は当初の予定を変更するという事になっています。

ところで、師範学校用地となった野村治三郎の土地について、昭和5年に彼は県に売却したこの土地を千葉県の高利貸業者に譲渡します。翌年8月の新聞記事によれば、この業者に50,000円の借金がありその返済のための譲渡とのことですが、県と業者への二重の譲渡ということになります。しかも、実は県がこの土地を取得した際に登記をしていなかったということも発覚…そんな後日談が報じられています。

この事件の顛末はさておき、上北郡の野村治三郎が東津軽郡会の大地主議員の資格を得ていたのには、こうした土地所有の実態を背景にするものであったとみていいでしょう。